

議案第 9 号

令和8年度浦添市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度浦添市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----|-----------|---------------------------|
| (1) | 給水戸数 | 54,715 戸 |
| (2) | 年間給水量 | 13,530,262 m ³ |
| (3) | 一日平均給水量 | 37,069 m ³ |
| (4) | 主要な建設改良事業 | 配水管布設工事(市内一円)、増圧ポンプ場整備工事 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

| | | |
|-----|--------|--------------|
| 第1款 | 水道事業収益 | 3,210,164 千円 |
| 第1項 | 営業収益 | 3,031,775 千円 |
| 第2項 | 営業外収益 | 178,389 千円 |

支 出

| | | |
|-----|--------|--------------|
| 第1款 | 水道事業費用 | 3,221,324 千円 |
| 第1項 | 営業費用 | 3,166,609 千円 |
| 第2項 | 営業外費用 | 4,515 千円 |
| 第3項 | 特別損失 | 200 千円 |
| 第4項 | 予備費 | 50,000 千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 559,009千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 7,403 千円、建設改良積立金 66,000 千円及び過年度分損益勘定留保資金485,606千円で補填するものとする。)

収 入

| | | |
|-----|-------|------------|
| 第1款 | 資本的収入 | 491,296 千円 |
| 第1項 | 企業債 | 339,900 千円 |
| 第2項 | 補助金 | 66,000 千円 |
| 第3項 | 負担金 | 35,396 千円 |
| 第4項 | 投資 | 50,000 千円 |

支 出

| | | | |
|-----|---------|-----------|----|
| 第1款 | 資本的支出 | 1,050,305 | 千円 |
| 第1項 | 建設改良費 | 915,203 | 千円 |
| 第2項 | 投資 | 100,000 | 千円 |
| 第3項 | その他資本支出 | 5,102 | 千円 |
| 第4項 | 予備費 | 30,000 | 千円 |

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項 | 期 間 | 限度額 |
|-------------------------|-----------------|------------|
| 帳票出力業務委託 | 令和8年度から令和9年度まで | 571 千円 |
| 水道事業会計業務支援委託 | 令和8年度から令和9年度まで | 1,056 千円 |
| 管路更新管理システム保守業務委託 | 令和8年度から令和12年度まで | 1,232 千円 |
| 配水管布設工事(R8-3) | 令和8年度から令和9年度まで | 124,564 千円 |
| 配水管布設工事(R8-3)に伴う消火栓設置工事 | 令和8年度から令和9年度まで | 990 千円 |

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|--------|---------------|----------------------------|--|--|
| 配水施設事業 | 千円 339,900 | 普通貸借、証書借入又は証券発行(但し、登録債とする) | 年5%以内(但し、利率見直し方式で借り入れる資金において、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | 40年以内の償還、その他借り入れ先の融資条件による。但し、財政の都合により繰上償還又は低利債に借り換えすることができる。 |

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用、営業外費用及び特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 290,924 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、24,759千円と定める。

令和8年2月20日提出

浦添市長 松本 哲治